

令和 6 年松阪市告示第 102 号
(改正 令和 7 年松阪市告示第 101 号)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 10 条の規定により、公示する。

令和 6 年 3 月 27 日

松阪市長 竹上 真人

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始日
令和 6 年 4 月 1 日

附 則（令和6年松阪市告示第102号）
この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和7年松阪市告示第101号）
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。